

平成23年度 事業原簿（ファクトシート）

作成日：平成23年4月1日

更新時期：平成24年5月現在

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進								
事業名称	認証排出削減量等（京都メカニズムクレジット）取得事業				コード番号：P06047				
推進部署	京都メカニズム事業推進部								
事業概要	<p>京都議定書における我が国の目標達成に資するため、経済産業省及び環境省からの委託により、NEDOが京都メカニズムクレジットを確実にかつ費用対効果を考慮して取得する事業である。また、NEDOの既存関連事業等と連携を図り、確実にかつ費用対効果を考慮した京都メカニズムクレジットの取得に繋げていくよう努める。</p>								
事業規模	事業期間：平成18～25年度 契約等種別：認証排出削減量等取得(クレジット取得) 勘定区分：一般勘定 23,863百万円 エネルギー需給勘定 180,868百万円 <div style="text-align: right;">[百万円]</div>								
		H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24～25年度 (予算額)	合計 <small>(※国庫債務負担行為による支出限度額)</small>
	H18年度契約	4,410	487	803	876	887	969	3,810	12,242
	H19年度契約		8,974	3,564	5,514	5,516	5,588	11,538	40,692
	H20年度契約			0	31,746	21,551	567	27,336	81,199
	H21年度契約				25,531	21,525	3,230	20,311	70,598
計	4,410	9,461	4,367	63,667	49,479	10,354	62,994	204,731	
1. 事業の必要性									
<p>京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力をしていくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%＝約1億トンCO₂）が見込まれるところ。この差分については、京都メカニズムの活用により対応することが必要とされている。</p>									

2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応
<p>①目標 「京都議定書」の第一約束期間（2008～12年）において、▲6%の温室効果ガス削減目標を確実に達成する必要があることから、各種リスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮して、京都メカニズムクレジットを取得し、着実に政府へクレジットを移転する。</p> <p>②指標 第一約束期間（2008～12年）に総累計で約1億トンCO₂</p> <p>③達成時期 平成25年度</p> <p>④情勢変化への対応 京都議定書目標達成計画の達成状況及びクレジット取引動向並びに国際議論の動向等を踏まえ、京都メカニズム開発推進事業など関連する業務の成果との連携を図りつつ、これまで交渉を進めてきたGISによるクレジット取得手法を取り入れて大量のクレジットを確実に取得するとともに、効率的・効果的な業務管理運営を行い、情勢の変化に対応する。</p>
3. 評価に関する事項
<p>①評価時期 ・毎年度評価：平成24年5月 ・期中評価：平成24年度実施予定</p>
<p>②評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法） ・毎年度評価：外部評価（外部有識者で構成される事業評価委員会の活用） ・期中評価：外部有識者を活用した外部評価</p>

[添付資料]

- (1) 平成23年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 平成23年度委託契約書（略）
- (3) 平成23年度実施方針（略）
- (4) 平成23年度事業評価書

平成23年度 事業評価書

平成24年8月13日作成

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	認証排出削減量等(京都メカニズムクレジット)取得事業	コード番号：P06047
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業実施内容		
<p>本事業は、経済産業省及び環境省からの委託により、京都議定書における我が国の目標達成に資するため、京都メカニズムクレジットを、確実にかつ費用対効果を考慮して取得するものである。</p> <p>NEDOが、自らプロジェクト参加者となる等、CDM（クリーン開発メカニズム）等の他のプロジェクト参加者等との間でクレジット購入契約を締結し、クレジット発行者からクレジットを直接取得する「タイプA」、クレジットを既に取得又は今後取得する見込みのある事業者等との間で転売等によるクレジット購入契約等を締結する「タイプB」、及び京都議定書第17条に基づく国際排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガス排出削減その他環境対策の目的に使用するという条件の下で行う「GIS（グリーン投資スキーム）」の中から適切な手法を活用し、日本国政府と連携してクレジット取得事業を行った。</p> <p>平成23年度については、京都議定書の第一約束期間も残り2年となることから、事務管理の効率化等による既契約分クレジットの政府への着実な移転に注力した。また、GIS契約案件についてはホスト国が実施するグリーンング（環境対策）活動を強力に推進した。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>京都議定書の約束を達成するために、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（1990年総排出量比1.6%＝約1億トンCO₂）が見込まれる。「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月閣議決定）において、この差分については京都メカニズムの活用による対応が必要とされている。そのためCDM/JI/GIS事業等及び温室効果ガス削減技術に対する知見を有しているNEDOが国から委託され、確実にかつ費用対効果の高い京都メカニズムクレジット取得事業を行うものであり、京都議定書における我が国の目標達成に必要な事業である。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
①手段の適正性		
<p>クレジット取得事業では、経済産業省及び環境省との緊密な連携の下、①可能な限りリスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮して取得する、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図る、という観点を踏まえつつ京都議定書目標達成計画に沿って実施した。</p> <p>平成23年度は、GISホスト国におけるグリーンング（環境対策）活動を推進する観点から、特に以下の取り組みに注力した。</p> <p>（1）グリーンング活性化を図るための諸施策の実施</p> <p>ウクライナにおける政権交代に伴う人事異動、省庁再編等によりグリーンング事業の組成・実行が遅延していたことから、相手国との協議の高度化のため諸々のアプローチを実施した。具体的には、所轄官庁である同国環境省とのインターフェースの強化、プロジェクト関係者とのコンタクト強化、経済産業省、環境省、日本貿易保険等との緊密な調整等を行った。この結果、全体資金枠の2/3近くを占める日本技術プロジェクトの選定が大きく進展する等、相手国におけるNEDOファンドの未配分枠の割合が平成22年度の約7.2%から約3.7%へと大幅に減少し、グリーンング事業の案件特定が進んだことから、これらの諸施策は手段として適正であった。</p> <p>AAU（初期割当量）の購入量が最も多いチェコにおいては、平成22年度にグリーンング事業の拡張とより一層の推進を図る目的で、対象範囲の条件を緩和するとともに、申請書類の作成費用を補助の対象とするAAU契約の改訂を行ったことから、申請件数が大幅に増加し、ファンドのほぼ100%の割り当てが決定した。</p>		

(2) 日本技術普及促進のためのセミナー及びワークショップ等の開催

ポーランドとの契約においては、同国の法律上の制約よりNEDOからの購入資金の一部を日本の環境技術の移転のためのキャパシティビルディング（CB）に充当することは盛り込まれなかったものの、相手国にてNEDO主催による日本の環境技術紹介のためのセミナー及び技術相談会を開催（平成24年3月）するなど、積極的な活動を展開しており、グリーンング事業における日本技術の導入やシェア拡大の観点から、適正な手段といえる。

また、チェコにおいても日本の環境・エネルギー技術をグリーンングに活用してもらうべく、相手国の関心の高い日本技術に関するワークショップを現地にて開催（平成23年10月）し、当該技術分野におけるチェコ・日本両国間の協力のきっかけとなる等、ワークショップの開催による貢献は大きいと考えられ、手段は適正である。

②効果とコストとの関係に関する分析

(1) CDM間接取得案件の100%補填の契約条項にて、予定数量を確実に確保

国連によるCER（認証排出削減量）発行審査遅延等のため、クレジットの移転量不足が懸念されることから、プロジェクト管理を更に徹底し、モニタリング期間の短縮を図る等により、代替クレジットによる補填を最小限に留めるなど、確実なクレジットの移転に努めた。その結果、移転量不足時の100%移転を規定したタイプBにおいては契約どおりのクレジット予定数量を確保した。

(2) 国連の厳しい登録審査の現状にNEDOは適切・速やかに対応

国連のCDM審査の長期化・厳格化にともない、NEDOは契約事業者、プロジェクト実施者、関係機関等と協力して、CER発行可能性を見極め、諸施策を適切・速やかに実施した。国連登録後に事情変更のあったプロジェクトについては、審査ルールを踏まえつつ事情変更的確に対応し、クレジットの発効につなげた。一方、審査ルールの一層の厳格化に基づいて、DOE（指定運営組織）の有効化審査で登録申請不適とされ、CER発行が見込めない2つのCDM直接取得案件では、速やかに契約解除を行うことで、不必要な労力の投入を防ぎ事業の効率化を図った。

③実施体制

(1) 海外事務所を積極的に活用した事業管理

G I Sホスト国が確実にグリーンングを実施していることをモニタリングするとともに、日本が所有する環境技術等をグリーンングプロジェクトに組み込んでいくために、専門の駐在員を欧州事務所に派遣し本部と一体的に実施する体制を構築しており、グリーンングに係るプロジェクトを早期に進めるとともに日本技術のシェア向上に貢献している。また、G I Sプロジェクトの実施及び日本技術移転のためのセミナー等開催にあたり、NEDO国際部、各推進部との連携を強化した。

CDM直接取得案件については、相応のリスクが見込まれることから、NEDO北京事務所を積極的に活用して、現地政府及び事業者の動向等の情報収集・調査等を行った他、国連のCDM審査の長期化・厳格化のために契約を継続することが困難となった中国のCDM案件に関しては、現地の事業者と速やかに協議して契約解除手続きを行なうことにより、外注費等の経費の圧縮を図った。

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

①目標達成度

(1) クレジットの確実なデリバリー

平成18年度から平成22年度の間に締結した購入契約に基づき、契約管理の徹底等による確実なクレジット移転を推進したところ、平成23年度には契約先から約766万トンCO₂のクレジットがNEDO口座に移転され、その全量を平成24年3月までに政府口座へ移転した。この結果、事業開始からの政府口座への移転総量は約8,959万トンCO₂となり、総契約量の約92%のクレジット移転を完了した。

また、事業開始以降のクレジットの総契約量は約9,756万トンCO₂で、政府目標である約1億トンCO₂をほぼ達成している。

②社会・経済への貢献度

京都議定書目標達成計画における京都メカニズムの活用については、第一約束期間での政府の目標達成に目処が付き、国際的な信頼の確保に貢献している。

(1) G I Sホスト国におけるグリーンング

AAUの移転に伴う資金を、グリーンング（排出削減その他環境対策）の目的に使用するという条件の下で行う国際的な排出量取引がG I Sであり、NEDOは相手国による確実なグリーンングの遂行を契約上規定し、管理している。G I Sホスト国では、各国の事情に併せ公共建造物のエネルギー効率改善（ポーランド、ラトビア等）や住宅分野のエネルギー効率改善（チェコ）等のグリーンング事業がNEDOファンドによって実施されており、各国の実質的な環境及び温暖化対策に大いに貢献している。ヨーロッパで最も美しい公園の一つとされ、観光地としても名高いポーランド・ワジェンキ公園内におけるグリーンング事業（政府所有建物の省エネプロジェクト）や、病院、学校、住宅等の省エネ（断熱等）工事など生活環境の改善にも資する事業などが実施されており、相手国の国民にも広く歓迎されている。

また、G I Sによる取得契約においては、交渉によりNEDOからの購入資金の一部を日本の環境技術移転のためのキャパシティビルディング（CB）に充当することを盛り込み、日本の環境技術に関するセミナー開催、技術相談会の実施等を行っている。ウクライナでは、NEDOファンドの約2/3が日本技術案件枠で、そのうち約63%分については既に案件特定が済み、ヒートポンプや水処理といった日本の優れた環境技術の導入が見込まれており、日本への資金還流につながっていく。

(2) 途上国等の持続可能な発展への貢献

タイプA及びBによるCDM事業では、温室効果ガスの増大が今後も見込まれる途上国等の持続可能な発展に引き続き寄与するとともに、地球規模での温暖化対策に貢献している。

また、NEDOの国際エネルギー消費効率化等モデル事業のプロジェクトとして過去に実施した事業から発生するCDMクレジットを無償で取得して政府口座に移転する取り組みも行っている。当該プロジェクトについては、現在DOEの有効化審査が終了して国連の承認を待つ段階であり、温暖化対策と途上国等の発展に寄与している。

G I Sはいずれも旧社会主義諸国で実施されており、経済発展の停滞から対策が遅れていた民生部門など、相手国の政策における優先分野においてプロジェクトを実施しており、温暖化対策と生活環境や福祉の向上に寄与している。

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

6. 総合評価

①総括

(1) 政府目標に近づくクレジットのデリバリー

契約者からNEDO口座に本年度に移転されたクレジット量は約766万トンCO₂で、事業開始以降の政府口座へのクレジット移転総量は約8,959万トンCO₂となり、総契約量の約92%の移転を完了した。また、クレジット総契約量は約9,756万トンCO₂であり、政府目標の約1億トンCO₂達成をほぼ確実なものとしている。(政府目標の約98%迄到達)

(2) G I Sにおけるグリーンング（環境対策）の着実な実施と日本の環境技術移転

ウクライナでは、NEDO支払額の約2/3を日本技術プロジェクトに当てることとされており、相手国の国内事情により一時プロジェクトの準備が停滞していたが、相手国政府や事業関係者等との緊密な連携とハイレベルでの働きかけにより、プロジェクトの特定と事業化が大きく進展した。

チェコ及びラトビアでは、NEDO支払額のほとんどについてプロジェクトへの割り当てが終了し、順調に事業が実施されている。

ポーランドはG I S契約の締結が4カ国中最後となったが、既に資金の半分がプロジェクトに割り当てられ、残りも近々割り当てが行われる予定である。

これらグリーンング活動については、相手国との契約に基づく国際的な第三者機関による実施状況の検証報告の確認の他、相手国からの定期報告や相手国との協議時における進捗状況の確認及び相手国政府主体の現地調査等への同行等を通じて、グリーンング活動が確実かつ適切に実施されていることを確認している。

また、チェコとポーランドにおいて日本技術移転のためのセミナーを開催し、これらの国々においてG I Sをきっかけとして日本の優れた環境・エネルギー技術の導入を促進すべく、相手国の関心の高い技術分野について、具体的な日本技術の紹介を行った。

(3) 費用対効果

タイプB契約案件においてプロジェクト管理を更に徹底することにより、モニタリング期間の短縮等を行い、必要最小限の補填を活用して確実にクレジット移転予定数量を確保するとともに、タイプA契約案件については海外事務所を活用してクレジット移転を管理しつつ、クレジット発行が困難な案件については契約解除を迅速に行なう等、効率的な事業運営を行った。

(4) 外部委員による事業評価

外部有識者5名から構成される事業評価委員会に諮り、目標達成計画のミッションを着実に実行し、京都議定書第一約束期間をほぼ一年残す時点で予定のクレジットの大部分を確保したことにより高い評価を得た。また、G I Sについては、「環境保全の資金として活用されており、極めて前向きな仕組みである」、「現地の状況やニーズを踏まえつつ、日本の技術・製品の普及にも配慮し、win-winの関係づくりに配慮している」、「日本技術導入のためのキャパビル・セミナー等の努力が払われ、実際に成果も出ている点は国益にも資する」、「温室効果ガス削減の効率性を重視した事業選定に努めてもらいたい」等々の評価及びコメントを受けた。CDMについては、「国連審査を意識して厳しい事業管理を行うとともに、クレジット発行の可能性を常にレビューし、取得可能性の低い事業に対して契約解除等の処置をとることで、実効性・効率性を高めるような事業管理が行われている」との評価を得た。

②今後の展開

事業評価委員会から、G I Sにおけるグリーンングや既契約CDM案件の確実なクレジット移転の重要性を指摘されており、以下の項目に留意しつつ、クレジットを取り巻く状況変化等に対応し、経済産業省及び環境省と十分に連携を図りながら、引き続き費用対効果等を考慮した京都メカニズムクレジット取得事業を着実に実施していく方針である。

1) G I S契約案件では、ホスト国が確実にグリーンングを実施していくよう、相手国と緊密に協議しつつ事業の進捗をモニタリングするとともに、我が国が所有する環境技術等をG I Sプロジェクトに組み込んでいくための取り組みを強化する。

2) 既契約分のCDMプロジェクトについては、NEDO海外事務所等の協力のもとで、事務管理を徹底することにより、クレジットの確実なデリバリーを推進する。

